

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額の公表については、お見込みのとおり総額のみです。
2	入札説明書11 その他（2） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（2）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後は契約書（案）第18条第1項の規定に基づき、協議を行うことは可能です。
3	入札説明書9 （4）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	郵送による提出方法は、入札説明書9（4）イのとおりです。 入札回数は3回を限度としていますが、2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書起債の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。	① 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ② 入札説明書9（3）エ（注）2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
6	入札説明書 4 (3)	入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書 4 (3) に「入札公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。
7	入札説明書 9 (11)	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減額される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第 10 条第 3 項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。また、燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。
8	入札説明書 10 (1) 入札公告 6 (1)	開札場所について記載が相違しております。どちらが正しいでしょうか。 入札説明書→広島市役所本庁舎 14 階第 2 会議室 入札公告→広島市役所本庁舎 15 階第 2 会議室	入札説明書に記載された「広島市役所本庁舎 14 階第 2 会議室」が正しい開札場所となります

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。